

「妊娠の届出」手続きについて

※平成28年1月1日より、番号制度施行に伴う母子保健法第15条の改正に伴い、妊娠届出の際に個人番号（マイナンバー）が必要になりました。

・「妊娠届出」の際には、下記のうちいずれかをお持ちください。（個人番号・本人確認のため）

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードと、運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書
- ③ 個人番号の記載された住民票の写しと、運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書

・代理人による届出の場合は、下記の3つをお持ちください。

- ① 委任状（下記に記入し捺印してください）
- ② 代理人本人であることを確認する書類（代理人の個人番号カード（※表面）または運転免許証、またはパスポート等の写真付き証明書）
- ③ 妊娠した本人の個人番号カードまたは通知カード、または個人番号の記載された住民票の写し

委任状 妊娠の届出を下記の代理人に委任します。 平成 年 月 日

<妊婦（本人）>

<代理人>

住所 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

氏名 _____（続柄 _____）